

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和 4 年度の処理状況

令和 4 年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された 2 件であり、4 年度中に終結した（表 8）。

表 8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 4 年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H30. 9. 21	R 4. 6. 23 棄却
沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件	R 3. 8. 6	R 5. 1. 6 取下げ
合 計	2 件	2 件

(2) 令和 4 年度に終結した事件

ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からなされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」（平成25年遊佐町条例第27号）において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任するとともに、9回の審理期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和4年6月23日、申請人の請求を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、本裁定に対しては、申請人（原告）から東京高等裁判所に対し、本裁定の取消しを求める訴えが提起されていたところ、東京高等裁判所は、令和5年3月23日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡し、その後当該判決は確定した。

イ 沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

沖縄県知事（処分庁）は、申請人がした自然公園法（昭和32年法律第161号）第33条第1項に基づく掘採行為に係る届出に対し、令和3年5月14日付けで、同条第2項に基づく処分（措置命令）を行った。

(イ) 申請の概要

令和3年8月6日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人が自然公園法第33条第1項に基づき届け出た沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内での掘採行為の届出に対して、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同条第2項に基づき四つの措置の実施を命じたが、かかる処分は、同項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認めるとき」に該当せず、違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期日を開催するなど、手続を進めたが、令和5年1月6日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

(3) 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正等

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現する」こととされたことを踏まえ、書面の電子メール等を用いた提出等を可能とするため、「公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」及び「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和5年公害等調整委員会規則第2号）が令和5年3月31日に公布された。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答

令和4年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答は、前年度から繰り越された7件と4年度に新たに受け付けた7件の計14件である。このうち、11件が令和4年度中に処理され、残りの3件は翌年度に繰り越された。